

橿原市地域クラブ活動指導者人材バンク募集要項

橿原市地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「当バンク」という。）は、橿原市地域クラブ活動の指導者を安定して確保するための人材バンクです。橿原市地域クラブ活動指導者の採用は当バンクの中から行います。

1. 募集内容等

職務内容	・指導者A：部活動地域展開に伴う地域クラブ活動指導全般 （１）実技指導 （２）安全及び障がい予防の知識及び知能の指導 （３）大会、練習試合等の一部引率 （４）用具及び施設の点検及び管理 （５）保護者等への連絡 （６）年間及び月間指導計画の作成 （７）生徒指導に係る対応 （８）事故発生時の現場対応 ・指導者B：活動の指導はできないが、見守り等補助を行う （１）見守り等、指導者Aの補助 （２）用具及び施設の点検及び管理 （３）保護者等への連絡 （４）事故発生時の現場対応 （５）必要機材の運搬・搬入等 （６）その他指導者Aの補助全般
募集要件	（１）登録する年度の４月１日現在で１８歳以上の者 （但し高校又は高等専門学校第１学年～第３学年に在学するものを除く。） （２）スポーツ・文化芸術活動について知識、経験及び技能を有する者又は、地域社会に積極的に参加する意欲のある者
登録期間	令和７年９月１日以降、登録開始から３年間 ※登録を継続したい場合は再登録の申請が必要です。申請がない場合は、当バンクの登録が抹消されます。
登録する種目	野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、陸上競技、剣道、柔道、バドミントン、水泳、ホッケー、吹奏楽、見守り等補助、その他スポーツ及び文化活動
登録受付期間	随時

2. 想定される檀原市地域クラブ活動指導者に勤務条件等

採用予定人数	檀原市が必要とする人数
任用期間	採用日～当該年度末（予定）
勤務地	市立中学校及び休日地域クラブ活動場所
実施種目	採用者登録種目
謝礼	指導者A（専門的な指導ができる者）3時間 5,000 円 指導者B（指導はできないが、見守り等補助はできる者）3時間 3,000 円 ※A.B共に片道 2 km以上の場合、通勤手当相当分の支給あり（上限あり）。
勤務時間・休日	休日 1 日原則 3 時間以内、年間 36 日程度
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
災害補償	スポーツ安全保険に加入します。

3. 申込方法等

申込方法	「檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク」申請フォームに入力・申請、もしくは檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書（様式 1）を檀原市スポーツ推進課又は生涯学習課に持参又は郵送してください。
選考方法等	申請の内容について審査した後、事務局による面接を行います。

問合せ・申込み先

○スポーツ

【住所】〒634 - 0065 檀原市畝傍町 9-1

【担当課】檀原市健康スポーツ部 スポーツ推進課

【電話番号】0744 - 29 - 8019

○文化芸術活動

【住所】〒634 - 0075 檀原市小房町 11-5

【担当課】教育委員会事務局 生涯学習課

【電話番号】0744-29-5912